

関西「業種別職種別ユニオン運動」連絡会の第6回例会
アメリカの社会運動ユニオニズムに学ぶ
～草の根の社会運動と労働運動の連携～
講師 伊藤大一准教授)

関西「業種別職種別ユニオン運動」連絡会の第6回の例会は、4月13日（火）6時半からZoomによるオンライン例会として開催されました。今回、講師をされた伊藤大一氏は、大阪経済大学の経済学部准教授で、ブラック企業、過労死など労働問題の解決、労働運動の復興を目指しておられ、著書として『非正規雇用と労働運動—若年労働者の主体と抵抗』があります。2016年にはアメリカに留学し、アメリカでの労働組合の社会運動ユニオニズムによる再復興戦略についての調査研究をされています。今回の例会は、その研究をもとに話を頂きました。

・アメリカの労働法の特徴

アメリカの労使関係を全般的に規定する法律は、連邦法である全国労働関係法（NLRA）で決められており、これがアメリカの労働法にあたります。アメリカの労働法では労働組合の結成、使用者と団体交渉をするには、排他的交渉単位制度を採用しており、労働組合を組織し、使用者との団体交渉をするためには、交渉単位の労働者の30%以上の賛成署名を集めるとともに、全国労働関係委員会の管理の下で選挙を行い、過半数の支持を得なければなりません。

例えば、病院ならそこで務める看護師という交渉単位ごとに、交渉単位に所属する労働者の過半数の支持を得た唯一の労働組合だけが、当該交渉単位の労働者を代表して、使用者と交渉することができる権利を得ます。したがって、ひとつの交渉単位に複数の労働組合が存在することはなく、労働者の過半数の支持がない場合は、当該交渉単位において労働組合による団体交渉は行うことができないという制度になっています。

最近、話題になったアマゾンの労働者が労働組合を結成しようとしてその組織化に失敗したと報道されていたのは、それはこの投票で過半数の信任がとれなかったので会社と交渉できる排他的交渉権をもった労働組合として認められなかったということです。

2人でも組合を結成でき、使用者側に応諾義務がある団体交渉権をもつ労働組合になることができる日本とはかなりかけ離れたアメリカの労働法制事情です。このような法制のなか、会社と交渉権を持った組合を結成することが非常に困難なこともあり、80年代以降、アメリカの労働運動の衰退はとくに顕著に進行していったそうです。



・アメリカの労働運動の新しい潮流

しかし、最近になって、アメリカの労働運動に新しい潮流が出現しており、従来の企業内の正社員組合員の賃金の引上げと苦情処理に活動を限定していた「ビジネス・ユニオニズム」という労働運動に対して、組合が社会運動に積極的に関与する「社会

運動ユニオニズム」へとその性格を大きく転換する動きがあるそうです。そのアメリカの社会運動的労働運動を伊藤准教授は、労働組合運動の発展のために取るべき再復興の方法ではないかと着目しておられます。

アメリカでの新しい流れの社会運動的労働運動とは、労働組合がアメリカの社会運動が掲げる社会正義の理念と社会運動で駆使されてきた組織化戦略を取り入れて、さらに社会運動の活動家からの数多くの教訓を得て、労働運動が社会運動の動きと結びつき、労働組合が、組織化の対象を従来顧みられなかった女性、マイノリティ、低賃金労働者などに拡大させ、そのために企業だけでなく、NGO、地域コミュニティ、宗教コミュニティとの連帯を重視するようになってきたことです。

そしてその戦術は、マスコミなどの耳目を集めることを目的とする直接行動主義（disrupt戦術—妨害・混乱戦術）を取るような活動をしています。

その代表的な例として有名なのは、過大な生活負担に苦しむ労働者・国民の切実な要求として社会的に多くの支持を得て運動に発展した“FF15”を掲げる最低賃金引き上げの闘いです。全米各都市においてニューヨークにおける「オキュパイ運動（「ウォール街を占拠せよ）」などのスローガンとして市民の間でも活発な運動が繰り広げられ、実際、多くの州・都市において最低賃金15ドルの実現が見込まれる成果を引き出しています。

例えば、カリフォルニア州では、最低賃金を数年かけて15ドルに引き上げることを決定しています。

こうした労働運動によって停滞したアメリカの労働運動に活路が見いだされるようになったということは、裏を返せば、ただ自社の社員で構成される組合員の利益を守るという企業別組合運動というだけでは、企業外のひとに興味を持ってもらえるものになれず、社会的な共感、説得力が得られないということを示しています。

今回の例会で伊藤准教授の話を聞いて、日本でのこれからの組合運動も、自分たちの実現すべき労働運動と企業外の各団体や社会の人々のニーズと要素を柔軟に結びつけることが重要になると思いました。そして、横に広くつながって連携し、効果的に産業別労働運動であったり、社会運動であったり、市民運動であったりというかたちをとりながら、社会的に影響力が絶大になるような運動を展開することを意識しなければならないのではないかと感じさせられました。

（報告 執行委員 野口知恵）

